

国民年金からのお知らせ

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければならない制度です。

●保険料を納めるのが難しい方へ

保険料の納付が経済的に難しい場合、保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や障害・死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。手続きは、電子申請(マイナポータル)や役場窓口、年金事務所にお越しください。

内 容	審査対象者	承認期間	申請できる期間
免除 (全額免除・一部免除)	本人・配偶者・世帯主	保険料の納付期限から 2年を経過していない 期間	12か月間 (7月～翌年6月まで)
産前産後免除 (全額免除)	第1号被保険者*で 平成31年2月1日 以降に出産された方		12か月間 (4月～翌年3月まで)
納付猶予	本人(50歳未満)・ 配偶者		12か月間 (7月～翌年6月まで)
学生納付特例 (納付猶予)	学生本人		12か月間 (4月～翌年3月まで)

※第1号被保険者…20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、学生、無職の人のこと。

●持ちもの

●失業の場合

雇用保険受給資格者証など

●学生の場合

学生証または在学証明書

●出産の場合

母子手帳



●窓口の場合

申請書、基礎年金番号の確認できるもの
例:基礎年金番号通知書など
※申請書は役場窓口にもあります。

●お問い合わせ 大河原年金事務所 国民年金課 ☎0224-51-3111
町民税務課 町民係 ☎37-2114

国税の情報は「国税庁LINE公式アカウント」からチェック！

「国税庁LINE公式アカウント」を「友だち追加」すると、オンラインを中心とした申告・申請・納付手続や、チャットボットへの相談など、ご自宅などから各種手続を行う際に役立つ情報へスピーディーにアクセスできます。

また、利用者が希望する受信設定(配信カテゴリを選択)をすると、ニーズに合わせた情報がタイムリーに配信されます。

■どうすれば利用できるの？(利用方法)

国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」するだけで、どなたでもご利用いただけます。
※オンラインによる各種手続には、事前手続やマイナンバーカード・暗証番号などが必要となる場合があります。



国民健康保険からのお知らせ

●資格確認書または資格情報のお知らせを順次お送りします●

現在お持ちの保険証の有効期限は令和7年7月31日です。7月中旬以降にマイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを順次郵送いたします。

●加入・脱退の手続きについて●

国民健康保険の被保険者が就職した場合や、勤務先を退職して社会保険から脱退した場合には、**事実の生じた日から14日以内に届出が必要**となります。

【国民健康保険を脱退する場合】

・社会保険の資格確認書等または社会保険に加入したことがわかるもの

【国民健康保険に加入する場合】

・社会保険を脱退したことがわかるもの

これらの手続きが遅れると、医療機関受診料が全額負担(10割負担)となり、課税が継続されるほか、年金の受給額が減額されるなどの不利益が伴いますので速やかにお越しください。
(マイナ保険証を利用している方においても窓口での手続きが必要です)

●国民健康保険税について●

国民健康保険税は世帯あたりの所得、世帯の加入者数に応じて計算し、4月からの1年間の保険税を、全8期に分けて納付していただきます。なお、一部の世帯は、世帯主の年金から特別徴収(天引き)されます。

特別な理由がなく国税を滞納すると給付が制限されます。納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

●お問い合わせ 町民税務課 町民係 ☎37-2114

後期高齢者医療からのお知らせ

●資格確認書を郵送します●

現在お持ちの保険証(緑色)は有効期限が令和7年7月31日となっています。
資格確認書(オレンジ色)を7月中旬以降に郵送で通知します。

●令和7年度保険料について●

保険料の納付方法は、年金から納めていただく「**特別徴収**」と、口座振替や納付書で納めていただく「**普通徴収**」があります。**資格を取得してからの一定期間や年金の受給状況などによっては、「普通徴収」となる場合があります。**

なお、下記のような場合は町民税務課窓口へご相談ください。

○災害で住宅や家財に著しい損害を受けた

○世帯主の死亡や失業などで収入が著しく減少した

上記以外でも、相談により保険料を分割できる場合があります。

※特別な理由がなく保険料を滞納すると、通常よりも有効期間の短い資格確認書が交付されます。

●お問い合わせ 宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎022-266-1021
町民税務課 町民係 ☎37-2114